

どうだん

発行
島田市農業委員会
編集
島田市農業委員会事務局
島田中央町1番の1
Tel. 0547-36-7209
URL: <http://www.city.shimada.shizuoka.jp>
E-mail: nougyoui@city.shimada.shizuoka.jp

島田市農業委員会だより第3号

平成19年11月27日発行

- ・観光農園経営者 切山地区 紅林昌明さん紹介 (表紙)
- ・農地パトロールの実施について (2)
- ・納税猶予制度の特例について (2)
- ・新農業者年金加入のお知らせ (3)
- ・初倉地区 親子で農業体験 (4)
- ・標準小作料改定のお知らせ (4)



観光農園経営【切山ブルーベリー農園】 切山地区 紅林 昌明さん

切山の農地造成された一面に約2,000㎡のブルーベリー手摘み体験ができる観光農園があります。地域の活性化と珍しい作物への挑戦のために5年前から始めたそうです。ブルーベリーの手摘み体験は収穫期間に合わせた7月から8月の約2ヵ月間で土日のみの営業となります。入園料は500円で、手摘み体験した果実の試食が楽しめます。

農地パトロール実施

耕作放棄地と農地の無断転用防止を



島田市農業委員会では、耕作放棄地と農地の無断転用などの発生防止を目的とした農地パトロールに取り組んでいます。今年度は、全農業委員27名を6班に分けて島田・金谷地区を2日間実施しました。

農地パトロール終了後には、各班ごと対策会議を行い、問題のあった農地については、農業委員による貸借のあっせんや現

状復旧に向けた指導を行い、優良農地の確保と有効利用につなげていきます。

前年度は、地元農業委員による耕作放棄地の貸借のあっせんが行われ、新しい耕作者によってすばらしい茶園が復旧されました。



相続税・贈与税納税猶予の特例について

相続税納税猶予について

相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、農業を継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分について、**納税猶予期限**まで納税を猶予するもので、次の事実が生じた日をもって相続税納税猶予分は免除されます。

納税猶予税額の免除

- ・ 農業相続人が死亡した場合
- ・ 特例農地等の全部を農業後継者に生前一括贈与した場合
- ・ 申告期限から20年以上その特例農地等で農業を続けた場合

贈与税納税猶予について

農業を営んでいた個人が、生前にその推定相続人のひとりに農地

等を一括して贈与し、受贈者が贈与を受けた農地等で農業経営を継続する場合に限り、贈与税の納付を猶予する制度で、贈与者または受贈者の死亡により免除されるものです。

※贈与者の死亡により猶予されていた贈与税が免除された場合には、その農地等は受贈者が相続したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

納税猶予が打ち切りになる場合

- ・ 特例農地等の譲渡、贈与、転用、賃貸借等の設定を行った場合
- ・ 農業相続人が農業経営を廃止した場合
- ・ 3年毎の継続届書を提出しない場合

申請手続きについて

農業委員会に「納税猶予に関する適格者証明願」を提出し、証明を受けた上で、税務署へ申告してください。

新 農業者年金に加入しませんか？

1. 加入できる方と、加入方法の種類について

新農業者年金には、農業経営者のみならず、農業に従事する者も加入できるようになりました。加入には**通常加入**と**政策支援加入**の2種類あり、一定の要件が必要です。

- ①**通常加入**：60歳未満で、国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）で、年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。
- ②**政策支援加入**：次の3つの要件を満たし、かつ、次表「補助対象者区分」の①～⑤のいずれかに該当する意欲ある担い手が対象となります。同一経営内での夫婦や後継者なども対象となります。
 1. 20年要件：政策支援を申し出をした日から60歳までの期間、新制度における保険料納付済期間、および旧制度におけるカラ期間を合算した期間が20年以上見込まれること。
 2. 所得要件：必要経費等控除後の農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給与）が900万円以下であること。
 3. 年齢要件：旧制度加入者の場合は、昭和22年1月2日以降生まれであること。

2. 保険料について

保険料には、**通常保険料**と**特例保険料**があります。

- ①**通常保険料**：通常加入の者が納付する保険料です。保険料の額は、それぞれの農業所得や老後給付に応じて、月額2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が自由に決定し、また、いつでも変更できます。
- ②**特例保険料**：政策支援（保険料の国庫補助）を受ける政策支援加入者が納付する保険料です。補助対象者が納付する保険料は、基本となる保険料2万円から補助額を除いた額となります。

政策支援加入の補助対象区分と特例保険料

区 分	補助対象者	国庫補助額 (自己負担分の特例保険額)	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者	6,000円 (14,000円)	4,000円 (16,000円)
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者		
⑤	35歳未満の後継者で35歳までに①の者になることを約束した者	—	

3. 年金給付について

給付の種類は、**農業者老齢年金**、**特例付加年金**、及び**死亡一時金**の3種類です。

- 農業者老齢年金**：加入者が納付した保険料、特例保険料およびその運用収入を基礎とする終身年金です。国民年金と同様に60歳まで繰り上げ受給を選択することができます。
- 特例付加年金**：保険料の国庫助成額とその運用収入を基礎とする終身年金で、原則65歳に達し、かつ、農業を営む者でなくなったときから受給できます。ただし、20年要件、年齢要件、経営継承の要件を満たす必要があります。
- 死亡一時金**：納付した保険料とその運用収入を原資とする農業者老齢年金の受給機会の喪失を埋め合わせることが適当であることから、加入者及び受給権者が80歳に達する前に死亡したときに、その者と生計を一にする遺族に支給されます。

※ **農業者年金加入に関するパンフレットなど農業委員会にご用意していますので、お気軽にお問い合わせください。**

【初倉地区】親子で農業体験 (田植えから収穫まで)



大村屋酒造と島田酒米研究会が、「農作業を体験することによって親と子がふれあい、地域について深い関心を持ってもらいたい」との考えからスタートした農業体験。今年で3年目を向かえ、親子で約110人が参加し「田植え」「稲の収穫」「お酒づくりの見学会」等が行われました。

標準小作料が

改定されました

平成19年4月1日から農地の賃貸借する時の標準小作料を次のとおり改定しました。

島田市農地の小作料標準額
十アール当り 年額

- ・田「上」 (二万二千元)
- ・田「中」 (九千元)
- ・田「下」 (六千元)
- ・普通畑 (九千元)
- ・茶畑「上」 (二万五千元)
- ・茶畑「下」 (二万四千元)
- ・みかん畑 (九千元)
- ・レタス裏作 (七千元)

※小作料の標準額は、標準小作料の上限30%の範囲内で設定することができます。

全国農業新聞

を購読しませんか?

全国農業新聞は、営農・生活に役立つ総合専門紙です。

発行日 毎週金曜日
購読料 一ヶ月六百元
(送料込)

◎購読の申し込みは、お近くの農業委員又は農業委員会事務局まで。

編集後記

初冬の候、心せわしい師走となりました。
島田市の農業委員会だよりもカラー版での発行となり、今後よりよい紙面づくりに努力して参りますのでよろしくお願ひ致します。

農政企画部会一同